

公認クラブ・サークル及び同好会について

岐阜聖徳学園大学羽島学生課

岐阜聖徳学園大学岐阜学生課

岐阜聖徳学園大学学友会

岐阜聖徳学園大学体育連盟

岐阜聖徳学園大学文化連盟

1. 公認クラブ・サークルとは

公認クラブ・サークルとは、専属の顧問（教職員）とともに活動を通して互いに切磋琢磨し学生活動をより活発化させることを目的とした大学公認のクラブ・サークル活動のことを指します。以下の設立条件を全て満たした場合に4月1日付けで公認クラブ・サークルとします。

1) 設立条件

- ・ 設立を希望する年の1年前（4月）時点で、部員数が各学年5名以上であり、合計20名以上であること
- ・ 活動実績が同好会を設立して3年以上経過し、平均して週1回以上（年間54回以上）の活動があること。
- ・ 課外活動許可願及び課外活動報告書（月）を2年以上期日までに提出していること
- ・ サークル棟・部室の空きがあること
- ・ 部会設立登録申請書の提出があること
- ・ 主に活動する施設の全クラブ・サークルの学生代表者の承認（施設利用等の審議）があり、全クラブ・サークルの学生代表者の3分の2以上の承認（活動内容等の審議）があること。
- ・ 責任者として部長（専任教員）1人、学生責任者として代表、会計、連盟委員を置いていること。
- ・ 学生部長の承認があること。

2) 継続条件

- ・ 責任者として部長（専任教員）、学生責任者として代表、会計、連盟委員を置いていること。
※責任者を含め、4名が選出できない場合は、部会退会届を提出すること（休部は認めない。）
- ・ 昨年度の課外活動結果報告書（月）提出されていること。
- ・ 年間に1回以上の体育系の公式戦等、または、文化系サークルの演奏会・公演・ボランティア活動を行っていること
- ・ 活動継続願が提出されていること。

3) 便宜供与

- ・ サークル棟・部室の使用
- ・ 教室および活動施設の利用
- ・ 課外活動にかかる助成金（活動費）の受給
- ・ 学生教育研究災害傷害保険の適用
- ・ 対外的に大学名を使用すること

- ・ 新歓・学祭等などの学校行事への参加

2. 同好会・愛好会（非公認クラブ・サークル）とは

同好会・愛好会（非公認クラブ・サークル）とは、私的に同好の者が集まって行われるものを指します。大学に課外活動許可願及び課外活動報告書（月）の提出義務はありません。将来的に公認クラブ・サークルへの昇格を希望する場合は、公認クラブ・サークルの設立条件を満たすことが必要となります。

1) 設立条件

- ・ 代表、副代表がいること
- ・ 4月末までに当該年度の同好会登録申請書の提出があること
- ・ 学生課長の承認（活動内容等審議）があること

2) 便宜供与

- ・ サークル棟・部室の使用は不可とする
- ・ 教室および活動施設の利用不可とする。ただし、通常学生が利用する場所（学生食堂・ラウンジ等）は可とする。
- ・ 課外活動にかかる助成金（活動費）の受給不可とする
- ・ 学生教育研究災害傷害保険の適用不可とする。ただし、ボランティア活動等を行う場合に限り、課外活動許可願を提出し大学に承認された案件は適用可とする
- ・ 対外的に大学名を使用（大会出場等）することは不可とする。ただし、ボランティア活動等を行う場合に限り、課外活動許可願を提出し大学に承認された案件は可とする
- ・ 新歓及び学祭等などの学校行事への参加は不可とする（ボランティア系サークルを除く）